

# 訳文

## インドネシアにおけるコタパンジャン・ダム事業の 住民移転計画に関する事後評価

アンダラス大学経済研究・制度開発センター

シャフルディン・カリミ

東京大学大学院新領域創成科学研究科

中山 幹康

法政大学人間環境学部

藤倉 良

法政大学大学院環境マネジメント研究科

カツナリ・タロウ

イワタ・マサコ

モリ・タケシ

ミズタニ・コウイチ

### 要約

インドネシアのスマトラ島におけるコタパンジャン・ダム事業は、同事業によって移転世帯に多くの問題が生じていると非難されている。ダム建設の影響を受けた世帯は、インドネシアと日本で訴訟を提起した。筆者らは、この事業の移転計画を評価するため、4つの移転村において実地調査を行った。今回の調査の結果、4つのうち2つの村では、移転後に、生活状況が著しく改善されたことが明らかになった。1つの村では、さらに改善しうる点はあるものの、生活状況はかなり改善していた。残る1つの村では、住民の多くが、移転後、収入の減少や困難を経験したが、他の指標では、生活の質は改善したことが示された。

### 序章

開発途上国においては、食糧、エネルギー需要の急増に対応するため、大規模ダムの建設が、実行可能な開発手段として選ばれてきている。例えば、中国においては、20世紀後半に約2万2000基の大規模ダムが建設され、現在も280基が建設中である。インドでは、4000基以上の大規模ダムが建設され、600基以上が建設中である(WCD、2000年、9-10頁)。

大規模ダムによる社会や環境面への影響については、大きな関心が寄せられている。特に、多くのダム建設地では、大規模ダムが地域住民に重大な影響を及ぼしており、ダム事業は論争的となっている。影響を受ける住民やNGOによる抗議活動は、世界中でだんだんと激しくなっている。インドのサルダル・サロバル事業(ナルマダ・ダム)やタイのパク・ムン・ダ

ムは、その例である。世界銀行と日本政府は、1990年代、サルダール・サロバル事業への融資を中止した。また、タイ政府は、パク・ムン・ダム完成後、2000年にダムの水門の開扉を余儀なくされ、ダムは操業できなくなった。いずれのケースも、ダム建設の影響を受ける住民やNGOの強い反対によるものであった。開発途上国の政府がダムの建設規模を大きくすればするほど、開発側と影響を受ける住民との間の紛争がより大きくなる傾向にある。

世界銀行と世界自然保護連合(IUCN)の主導の下に、世界ダム委員会(WCD)が設立された。同委員会の目的は、「エネルギー及び水資源開発の代替案の評価に関して基準、政策、及び規定の枠組みを作ること」、及び「大規模ダム事業の計画、評価、設計、建設、操業、モニタリングについて、国際的に受け入れることができる基準を作成し、推進すること」であった。2000年11月、世界ダム委員会は、ようやく「ダムと開発」(WCD、2000年)を発表した。この報告書は、世界ダム委員会が発表した最初で最後の報告書であり、同委員会はその後に解散した。世界ダム委員会は、この報告書の中で、「公正で持続可能な水・エネルギー資源開発」のために7つの戦略的優先課題を提起し、最優先課題として、「地域住民の賛成を得ること」を掲げた。しかし、同委員会の妥当性に対しては疑問が呈され(Biswas、2004年)、また、この報告書の提案は、現実のダム事業に適用できないのではないかと懸念が投げかけられた(藤倉・中山、2002年)。一方で、この報告書は多くのNGOから歓迎された。現在、国連環境計画(UNEP)の主導により、「ダムと開発事業(DDP)」という枠組みの下で、話し合いの支援や、この報告書の普及が進められている。

当然のことながら、ダム建設が社会へ及ぼすネガティブな影響は極力少なくすべきであり、影響を受ける住民、特に移転住民の生活状況が悪化することがないようにすべきである。さもないければ、地域住民の賛成は得られないだろう。事業によって影響を受けた住民に対する事後調査が、移転方法を評価したり、今後のダム建設の方策を改善したりするのに役立つことが明らかになっている。これまで行われたダム事業の事後評価の数は比較的少ない。過去に実施された事後評価において、ダム建設によって影響を受けた住民に対する包括的な調査はほとんど行われていない。

さらには、事業実施機関や融資機関が実施した事後評価については、これらの機関に対する評価者の独立性や、(結果として)調査自体の妥当性について疑念が残る。これは、今後の教訓を得る機会を失わせ、影響を受ける住民の生活改善を遅らせてしまう結果につながりかねない。他方で、実施機関や融資機関から全く独立した機関が、ダム建設事業などのインフラ事業を調査する場合、その調査が、ある政治的先入観や偏見による影響を受ける可能性もある。反開発擁護や、あるいは親開発擁護を支持するような調査がこれに当たる。筆者らは、開発の成功事例が、政治的偏見に基づく批判にさらされた結果、(事実を反し

て)失敗事業として捉えられた事例を紹介してきた(中山・藤倉、2001年)。筆者らは、そのような「調査」によって誤った結論が導かれ、開発事業に対する正しい理解や計画策定の妨げになりかねないことを懸念している。有意義な事後調査が実施されなければ、その危険性はますます増長されるだろう。将来に役立つ教訓を得るため、つまり、より良い事業を計画し、実施するために、政治的先入観・偏見のない、独立した事後評価が実施されるべきである。

筆者らは、移転事業を評価するケース・スタディーとして、インドネシアのスマトラ島で実施されたコタパンジャン・ダム事業の移転住民を対象とした実地調査を行った。このコタパンジャン地域における移転住民の世帯調査は、2つの目的のために行われた。1つは、移転前と比較し、移転した村民の現在の状況を明らかにすることである。もう1つは、現在の状況とその原因との関係を調査することである。一方、このダム建設の影響を受けた世帯は、この事業で受けた損害の補償を求めてインドネシアと日本の裁判所に提訴した。その訴状には、移転後の移転住民の生活状況に関する原告の調査について触れられている。

本報告書の第1章では、このコタパンジャン・ダム事業の背景的情報について触れる。第2章では、筆者らが行った調査方法をレビューする。第3章では、訴状に書かれた原告住民の主張と比較しつつ、今回の調査結果について論ずる。最終章では、筆者らの調査結果を要約し、客観的で公平な事後調査の重要性について論ずる。

## 第1章 コタパンジャン・ダム事業

### 1. 中部スマトラ島の電力不足への対応

1980年から2000年までの間、インドネシアの人口は41%増加し、1億5000万人から2億1500万人になった(国連、2003年)。インドネシア経済もまた、アジア通貨危機までは驚くべき成長を遂げ、国民総所得は、1980年から1996年の間に年平均7%成長し、748億600万米ドルから、2212億7600万米ドルに増加した(世銀、2002年)。この経済成長は急激な工業化に支えられ、電力需要も増加した。その結果、この期間に多くの地熱発電所や水力発電所が計画され、建設された。

コタパンジャン・ダムが建設された時期も、この、電力需要が増加した期間であった。コタパンジャン・ダムは、堤高58メートル、堤頂長257.5メートル、総貯水量15億4500万立方メートル、発電能力は114MWであり、リアウ州と西スマトラ州の州境の中部スマトラ島に位置する。同ダム事業は、地域の電化率の改善と増加する電力需要に対応するため、電力の安定供給を行うことを目的としたものである。

PLN(インドネシア国有電力会社)によれば、コタパンジャン・ダムは、1985年には286GWhであったこの2州の年間発電量を、2001年には2396GWhにまで増大させることに貢

献した。中部スマトラ島の電化率は、1994年は29.4%であったが、2001年には45.5%に上昇した。それでも、同地域の電化率は、インドネシアの平均値である52.0%を依然として下回っている(JBIC、2003年)。

ダム貯水池として124平方キロメートルが水没し、リアウ州内の8村及び西スマトラ州内の2村の住民は、移転を余儀なくされた。立ち退き住民は、4886世帯、1万6954人を数える(JBIC、2003年)。

## 2. 日本の円借款

インドネシア政府の要請に基づき、日本の技術支援によって、コタパンジャン・ダムのフィージビリティ調査が実施された。1984年、国際協力事業団(JICA)は、インドネシア政府と協力して、フィージビリティ調査を完了した。

この事業のエンジニアリング・サービスと建設費用の一部には、日本のODAである円借款が融資された。この円借款の実施機関は海外経済協力基金であった(後に日本輸出入銀行と合併し、国際協力銀行(JBIC)となった。)。この事業の借入人はインドネシア政府、事業の実施機関はPLNである。1985年に、エンジニア・サービス借款として、11億5200万円の円借款が供与された。1990年と1991年には、ダムの第一期及び第二期事業として、それぞれ125億円及び175億2500万円の円借款供与に関する借款契約が締結された。1997年2月にダム建設は完了し、1998年2月、発電が開始された(JBIC、2003年)。

1981年、アンダラス大学は、本件ダム事業の環境影響評価を実施した。1984年には、PLNの委託を受け、リアウ大学が環境影響評価、環境管理計画及び環境モニタリング計画を策定した。これらの評価・計画は、1989年に、インドネシアの国内法令に基づき、鉱業・エネルギー大臣の承認を受けた。環境影響評価及び環境管理計画は、いずれも公表されていないため、これらがどのような過程で策定されたのか、関係者が参加したのか否かについて、ほとんど情報が無い。1990年、OECDは、これら調査の結果、及びそれらの中で提起された環境対策を確認するため、現地に調査ミッションを派遣した。OECDは、環境ガイドラインに従ってミッションの調査結果を検討した結果、インドネシア政府に対して、環境への影響を軽減するため適切な対策を講じるよう要請した。

## 3. 移転世帯の抱える問題

コタパンジャン・ダム事業は、同事業によって移転世帯に多くの問題が生じているとして非難されている。移転先の村に植えられたゴムの木は、予期したように生育していないとされており、これが最大の問題ということになっている。ゴムの木は、PLNによって植林され、生産

可能な程度に成長(植林後5、6年)してから移転住民に引き渡されることになっていたとされる。また、ある村では、水が十分供給されず、村民の需要に対応できていないと言われている。さらに、西スマトラ州の2つの村では、その事業サイト特有の問題が生じているとされる。この2つの村の住民はミナンカバウ民族出身であるが、この事業計画は、ミナンカバウ人の伝統文化を無視したものであり、移転先の村にはウラヤット地(以下、「共有地」という。)が提供されず、ルマ・ガダン(「共同施設」)もないとして批判されている。また、移転先の村で移転住民に供与された住居は、ミナンカバウの建築様式ではなかったとの批判もある(支援する会、訴状、2002年、6頁)。ミナンカバウ建築の特徴は、急勾配で、反り立った切り妻屋根で、その先端が尖っている。また、木製の外壁には彫刻が施され、鮮やかに彩られている。

#### 4. インドネシアと日本における訴訟

1998年6月、コタパンジャン・ダムの移転住民のための最初の損害賠償訴訟が、インドネシアの地方裁判所に提起された。タンジュン・バリ村の10世帯は、PLN、コトリアプール県知事及び土地収用委員会を相手取って、タンジュン・パティ地方裁判所に提訴した。さらに、2000年5月、タンジュン・パウ村の67世帯が、内務大臣、農業大臣、PLNを相手取って、別の訴訟を提起した(鷲見、2004年)。

2000年9月と2001年2月、インドネシアの地方裁判所でそれぞれの判決が出され、原告が訴えていた未払の補償金について、その一部に対する支払命令が言い渡されたが、訴えの大部分は却下された。原告住民はこの判決に不満であるとして、インドネシアの最高裁に上訴し、現在係争中である(鷲見、2004年)。

2002年9月、3861名の移転住民の代表が、日本政府、JBIC、JICA、及び東電設計を相手取って、コタパンジャン・ダム事業における各々の責任を問うため、東京地方裁判所に提訴した。2003年3月には、さらに4535名の住民が東京地裁に追訴し、合わせて8396名、立ち退き住民の成人の半数以上が原告になった(鷲見、2004年)。

日本のNGOの「コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会」は、この訴訟で中心的な役割を果たしたと見られる。同会の収支報告は公表されていないが、インドネシアから日本への原告の渡航費用を含め、この訴訟の必要経費のかなりの部分が同会とその支援者によって賄われていると思われる。同会の代表を務める鷲見一夫教授は、大規模ダム事業や日本のODA批判の第一人者である。原告側は11名からなる弁護団を形成したが、そのうちの数名は人権擁護派の弁護士として積極的に活動している(草野、2004年)。

原告となった移転住民は、この事業のために生活状況が著しく悪化したと主張し、193億円の損害賠償請求を行った。また、原告住民は、日本政府がインドネシア政府に対し、ダム

を撤去して、ダム・サイトを原状回復することを勧告するよう請求した。原告住民が訴えている主な主張の1つは、インドネシア政府が移転住民に約束した、収穫可能なゴムのプランテーションが存在しなかったことである。移転住民は、ほかにも補償の約束が反故にされ、また、移転計画では住民の固有の文化が配慮されず、自分たちの伝統的生活スタイルも破壊されたと主張している(鷲見、2004年)。被告側は、自分たちは、住民移転問題の責任を担っている事業実施機関ではなく、単なる融資機関又はコンサルタントであり、この問題に対する責任はないと主張している。

### 第3章 実地調査

筆者らは、今回、2つの目的のために調査を計画し、実施した。第1の目的は、移転した村民の現在の生活状況を、移転前と比較し明らかにすることである。第2の目的は、移転計画の改善方法を推論するために、現在の生活状況とそれらの原因の関係を調査することである。

#### 1. 質問紙の設計

今回の調査に用いた質問項目には、(1)職業と収入、(2)所有財産、(3)家族と地域社会、(4)一般的な満足度、及び(5)補償、及び行政との関係を盛り込んだ。(1)と(2)では、世帯毎の経済状況について調査した。(3)では、家族と地域社会との結びつきに注目した。(4)では、世帯の経済的な幸福度や職業に対する満足度など、一般的な満足度について質問した。(5)では、移転方法について質問した。いずれの質問も択一式で行った。

#### 2. サンプルングとインタビュー方法

今回の調査では、様々な資料や事前インタビューを精査した結果、コト・ムスジット村、プラウ・ガダン村、タンジュン・パウ村、ポンカイ・バル村の4つの村を調査対象に選んだ。コト・マスジット村とプラウ・ガダン村の2つの村の住民は、移転後の生活再建が順調に進んでいると見なされていた。一方、タンジュン・パウ村とポンカイ・バル村については、再建がうまくいっていないと見なされていた。

インタビューは全て、2004年3月と4月に行われ、面談者が戸別訪問し、上記の質問項目を用いて個別にインタビューした。面談者は、インドネシアのアンダラス大学、日本の法政大学、東京農工大学の研究者によって構成された。今回調査に携わった面談者は、インドネシアのチラタ・ダム、サグリン・ダム、シンカラ水力発電所などに見られるような、水力発電所建設が人的環境に与える影響について研究調査を行ってきた。調査対象については、各村から50世帯が無作為に抽出された。全てのインタビューが終了した後、対象世帯の中に、

非移転者、すなわちジャワ島から自発的に移住してきた者が含まれていたことが判明したため、これらの世帯は分析のサンプルから除外した。この結果、有効サンプル数は、コト・ムスジット村が47、プラウ・ガダン村が50、タンジュン・パウ村が45、ポンカイ・バル村が32となった。

#### 第4章 調査結果

##### 1. 生活水準

訴状(2002年、23-27頁)では、移転住民の生活水準が、移転後、極めて悪化したと述べられている。日本の国会議員も、国会の委員会の討議において、この点を指摘している(日本政府、1999年)。この問題は、このダム事業の補償計画における最大の批判点となっている。

今回の調査の結果、対象となった4つの村のうち3つの村では、住民の大部分が、移転前に比べ、収入が増加していることが明らかになった(表1)。1つの村だけは、移転後に収入が減少した住民の方が、そうでない住民よりも多かった。この結果は、移転に対する批判は、収入回復という点では、確固とした根拠に基づくものではないことを示している。

また、調査の結果、より多くの住民が、移転前に持っていなかった物品を現在所有していることが明らかになった。移転前に比べてより多くの世帯が、現在カラーテレビを見たり、食糧保存のために冷蔵庫を使用したりしている。これは、移転後、収入が減少した人の方が多いポンカイ・バル村にも当てはまる。表2に示されているとおり、カラーテレビ、冷蔵庫、オートバイの所有者の割合は、それぞれ平均が、11.5%から57.5%に、5.7%から30.5%に、21.8%から41.4%にと、すべて増加している。

さらに、今回の調査で、飲用水へのアクセスの面でも生活水準が改善されていることが明らかになった。移転前は、住民の大半は、飲用水確保のために川や湖の水を利用していたが、表3に示されているとおり、現在では、住民の78%以上が井戸又は水道を利用している。このため、住民の飲用水へのアクセスに要する時間は大幅に減少した。表4に見られるとおり、コト・ムスジット村では、飲用水までのアクセス時間が0分(1分未満)の割合は、38.3%か

表1 現在と移転前の収入の比較

	増加	変化なし	減少	回答なし	計
コト・ムスジット村	33	2	7	5	47
プラウ・ガダン村	40	4	5	1	50
タンジュン・パウ村	27	3	14	1	45
ポンカイ・バル村	4	3	22	3	32
計	104	12	48	10	174

表2 移転住民が所有する物品

		カラーテレビ				冷蔵庫				オートバイ			
		移転前		移転後		移転前		移転後		移転前		移転後	
		所有者数	%	所有者数	%	所有者数	%	所有者数	%	所有者数	%	所有者数	%
コト・ムスジツ	n=47	8	17.0	32	68.1	3	6.4	14	29.8	12	25.5	20	42.6
プラウ・ガダン	n=50	4	8.0	37	74.0	1	2.0	19	38.0	9	18.0	28	56.0
タンジュン・パウ	n=45	3	6.7	20	44.4	3	6.7	13	28.9	3	6.7	10	22.2
ボンカイ・バル	n=32	5	15.6	11	34.4	3	9.4	7	21.9	14	43.8	14	43.8
合計	n=172	20	11.5	100	57.5	10	5.7	53	30.5	38	21.8	72	41.4

表3 飲用水の水源

		移転前		現在	
		世帯数	%	世帯数	%
コト・ムスジツ村 n=47	井戸	3	6.4	44	93.6
	川/湖	32	68.1	2	4.3
	湧き水	12	25.5	1	2.1
プラウ・ガダン村 n=50	井戸	3	6.0	39	78.0
	川/湖	46	92.0	7	14.0
	湧き水	1	2.0	4	8.0
タンジュン・パウ村 n=45	水道	0	0.0	43	95.6
	井戸	7	15.6	1	2.2
	川/湖	28	62.2	0	0.0
	購入	1	2.2	1	0.0
	湧き水	9	20.0	32	2.2
ボンカイ・バル村 n=32	井戸	8	25.0		100.0
	川/湖	24	75.0	0	0.0

表4 飲用水確保に要する時間(分)

		移転前		現在	
		世帯数	%	世帯数	%
コト・ムスジツ村 n=47	0	18	38.3	34	72.3
	1-5	9	19.1	8	17.0
	6-10	14	29.8	5	10.6
	11-15	6	12.8	0	0.0
プラウ・ガダン村 n=50	0	2	4.0	39	78.0
	1-5	26	52.0	7	14.0
	6-10	9	18.0	2	4.0
	11-15	10	20.0	1	2.0
	16-	3	6.0	1	2.0
タンジュン・パウ村 n=45	0	16	35.6	45	100.0
	1-5	18	40.0	0	0.0
	6-10	4	8.9	0	0.0
	11-15	7	15.6	0	0.0
ボンカイ・バル村 n=32	0	9	28.1	20	62.5
	1-5	10	31.3	12	37.5
	6-10	6	18.8	0	0.0
	11-15	7	21.9	0	0.0



ら72.3%に増加した。同様に、プラウ・ガダン村、タンジュン・パウ村及びポンカイ・バル村においては、それぞれ4%から78%、35.6%から100%、28.1%から62.5%に増加した。移転後の飲用水へのアクセスに対して批判はあるが(鷺見、2004年、365-370頁)、これらの統計から、移転後、水へのアクセスに要する時間は改善されたことが明らかになった。

今回の調査では、マラリア感染についても、訴状の主張とは反対の結果が現れた。ダム貯水池の湛水によって、マラリア感染者が増える可能性があると言われているが(訴状8頁)、今回の調査では、そのような事例は確認されなかった。逆に、マラリア感染者数は、移転前の9.9%から移転後には8.7%へと、若干減少した(表5)。感染者数が減少した原因については、更なる調査が必要と思われるが、(移転後に)住民の生活が水域からより遠ざかったことに起因していると思われる。

表5 マラリアに感染した世帯数

		移転前		現在	
		世帯数	%	世帯数	%
コト・ムスジット村	n=47	1	2.1	1	2.1
プラウ・ガダン村	n=50	8	16.0	8	16.0
タンジュン・パウ村	n=45	3	6.7	5	11.1
ポンカイ・バル村	n=32	5	15.6	1	3.1
合計	n=172	17	9.9	15	8.7

上記の事実を検証した結果、調査した4つの村すべてにおいて、移転住民の生活状況と生活の質は、(平均すると)著しく改善したと言えよう。移転計画の実施によって、移転住民が、新しい村において重い貧困に追い込まれていると言えるような手ごかりは、ほとんど見受けられない。

## 2. 地方電化

地方電化の改善は、この事業の主要効果の1つとされていた。(移転住民がかつて住んでいた)旧村には商業電力が供給されておらず、ごく限られた世帯のみが、各村に設置された発電機で生産された電力を使用することができた。当然のことながら、この電力の恩恵を受けることができたのは富裕な人たちのみであった。

鷺見氏(2004年、502頁)は、移転先の村は、地域の基幹送電線に接続されていないと述べ、電化率が向上しなかったとしている。

今回の調査の結果、調査対象のすべての村において、電化率が著しく向上していることが判明した(表6)。2つの村では、調査した全世帯が電化されており、また4つの村すべてに

において、電化率が、同地域平均の45.5%のほぼ2倍に達していることは注目される。同様に、(1)これらのすべての村は、地域の電力系統に接続されており、(2)「最も低い」ポンカイ・バル村においても、電化率が87.5%に達しており、(3)移転前の電化率は13%から38%であった、という点にも留意すべきである。この調査結果から、商業電力へアクセスできるという観点から見て、住民の生活の質が改善されていることが明らかになった。

表6 電化率

		移転前		現在	
		電化した世帯数	%	電化した世帯数	%
コト・ムスジツ村	N=47	12	25.5	47	100.0
ブラウ・ガダン村	N=50	19	38.0	50	100.0
タンジュン・パウ村	N=45	9	20.0	43	95.6
ポンカイ・バル村	N=32	4	12.5	28	87.5
合計	N=174	44	25.3	168	96.6

### 3. 地域社会、文化問題

住民移転は、地域社会とその文化に大きな影響を及ぼすとされる。この点は、訴状(2002年、6頁)の中でも触れられている。コトパンジャン・ダムにおける移転計画は、移転住民に供与された住宅が、「高床」建築に象徴される、ミナンカバウ民族の伝統的な建築様式に基づいたものではなかったとして批判されている。

今回の調査では、表7が示すとおり、回答した174の世帯のうち1世帯のみが、以前に伝統的なミナンカバウ建築の住宅に住んでいたことが明らかになった。また、174世帯のうち4世帯が、現在、伝統的なミナンカバウ建築である「高床」式の住宅を所有していることが判明した。つまり、旧村では、決して、伝統建築が広く普及していたわけではなく、事実としては、(どちらかといえば)新しい村の方が、伝統的建築様式の住宅が多いと言えよう。

表7 移転前及び現在における高床式住居所有世帯数

	移転前・現在ともに所有	移転前のみ所有	現在のみ所有	移転前・現在ともに所有しない	合計
コト・ムスジツ村	0	0	1	46	47
ブラウ・ガダン村	0	0	0	50	50
タンジュン・パウ村	0	0	2	43	45
ポンカイ・バル村	1	0	0	31	32
合計	1	0	3	170	174

訴状(2002年、6頁)は、新村で移転住民に供与された住宅は、住民が以前に所有していたものと比べてかなり劣悪なものであったことも示唆している。しかしながら、表8が示す

とおり、住宅の大きさについては、以前に比べて現在の方がより広い住宅に住んでいる住民の方が多。この移転においては、すべての世帯に対して、同じ様式の木造住宅が供与された。住民の中には、依然、この供与された住宅に住んでいる者もいるが、移転前に土地・住宅を所有していた住民の中には、追加的な補償を受けて、新たな住宅を建築することができた者もいる。

表8 移転前と比較した現在の住宅の大きさ

	より大きい	変化なし	より小さい	分からない	合計
コト・ムスジツ村	33	6	5	3	47
プラウ・ガダン村	40	5	3	2	50
タンジュン・パウ村	13	18	11	3	45
ボンカイ・バル村	6	8	18	0	32
合計	92	37	37	8	174

訴状(2002年、6頁)によると、住民は、移転後に村の共有地と共同施設の両方を失ってしまったとされる。回答者のほぼ全員は、移転前には、各村の共有地があったと述べ、また、6から15%の人のみは、移転先の村にも共有地があると述べている。他方、移転住民のほとんど全員が、新しい村においても村の共同施設があると認識している。このように、移転後に共有地が減少し、それが、移転住民にとって大きな社会問題となっていることも考えられるが、移転によって、共同施設も失ったとみなすことはできないだろう(表9)。

表9 共有地及び共同施設の存在を認識している世帯数

		共有地				共有施設			
		移転前		現在		移転前		現在	
		世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
コト・ムスジツ村	n=47	46	97.9	7	14.9	45	95.7	46	97.9
プラウ・ガダン村	n=50	48	96.0	3	6.0	48	96.0	48	96.0
タンジュン・パウ村	n=45	44	97.8	5	11.1	44	97.8	44	97.8
ボンカイ・バル村	n=32	32	100.0	2	6.3	32	100.0	31	96.9
合計	n=174	170	97.7	17	9.8	169	97.1	169	97.1

#### 4. 計画過程への住民参加

訴状(2002年、20頁)では、事業実施機関は、住民との協議をまったく行わず、双方の間で「民主的な」会合は開かれなかったとされる。とりわけ、新しい村がどこに建設されるのかについては、移転住民との協議はまったく行われなかったとしている。また、訴状(2002年、20頁)によると、インドネシア政府が、住民との協議なしに村の移転先を一方的に決めたとさ

れる。

今回の調査では、上記の主張とは相反する結果が示された。表10のとおり、平均すると、回答者の80%以上が、移転前に移転計画を知らされたと述べている。また、回答者の半数以上が、事業実施機関と移転方法について交渉している(表11)。さらに、表12を見ると、回答者の40%近くが、代わりの移転先(すなわち、新村の建設地)を選択することができたと述べていることがわかる。移転計画の過程に住民が参加したかどうかという点についても、この調査の結果が訴状の主張とは異なるものであることが明らかになった。

表10 移転について誰かから説明があったか

村\回答	はい	いいえ	回答なし	合計	「はい」の割合
コト・ムスジツ村	41	3	3	47	87%
プラウ・ガダン村	46	2	2	50	92%
タンジュン・パウ村	40	1	4	45	89%
ポンカイ・バル村	25	3	4	32	78%
合計	152	9	13	174	87%

表11 あなた又はあなたの代表者が移転について交渉したか

村\回答	はい	いいえ	回答なし	合計	「はい」の割合
コト・ムスジツ村	32	11	4	47	68%
プラウ・ガダン村	34	15	1	50	68%
タンジュン・パウ村	23	17	5	45	51%
ポンカイ・バル村	16	11	5	32	50%
合計	105	54	15	174	60%

表12 移転場所を選択できたか

村\回答	はい	いいえ	回答なし	合計	「はい」の割合
コト・ムスジツ村	16	27	4	47	34%
プラウ・ガダン村	21	28	1	50	42%
タンジュン・パウ村	17	25	3	45	38%
ポンカイ・バル村	10	20	2	32	31%
合計	64	100	10	174	37%

## 5. 結論

今回の調査によって、2つの村(コト・ムスジツ村とプラウ・ガダン村)の生活状況は、移転後、著しく改善したことが明らかになった。タンジュン・パウ村とポンカイ・バル村が調査対象に選ばれたのは、これらの村は住民移転が最も成功していないと見なされていたからであるが、タンジュン・パウ村については、改善しうる点は依然としてあるものの、かなりの改善が見られた。ポンカイ・バル村については、住民の多くが、移転後に、収入が減少し困難を経験

したが、飲用水へのアクセスや電化等の収入以外の面では、生活の質が改善していることが示された。全体の状況について結論を下すには、有効サンプル世帯数が十分とはいえませんが、一般的には、移転後、住民の生活状況は改善したと結論づけてもさしつかえないだろう。

この改善の要因はどのようなものか、また、どれほど移転計画自体がこの成功に貢献したかを見極めるには、更なる調査が必要である。コト・ムスジット村とプラウ・ガダン村の2つの村では、住民の能力が優れていたことが、今回明らかになったような改善結果をもたらしたのかもしれない。おそらく、移転住民による良い事例が存在したものと考えられるが、これらの事例から、将来の事業のために、重要な教訓を得ることができよう。

インドネシアと日本の裁判所に提出された訴状は、この調査結果で明らかとなった住民の生活状況と比べて、異なる前提を根拠としている。訴状では、移転は、大多数の移転住民の生活状況を悪化させただけだと結論づけられている。原告側の調査には、訴訟を有利に運ぼうとするため、何らかの政治的先入観や偏見が入ることは無理もないことである。当然のことながら、訴状(2002年)は、移転計画やその他すべての事業コンポーネントが失敗に終わったとの前提に立っているが、上述のとおり、この前提は、今回の調査結果とはまったくかけ離れたものである。

ダム建設事業においては、賛成にしる、反対にしる、住民の同意を得ることは極めて重要である。今回の調査は、この事業の移転計画には、優れた事例がいくつか存在することを示している。優れた事例によって、移転住民の生活環境をよりよいものとすることができるだけでなく、住民の同意を得ることもできるだろう。しかし、政治的先入観の影響下にある場合、この優れた事例は看過されてしまいがちになり、その結果、ダム建設事業における移転計画のあり方について、改善を遅らせることになる可能性がある。

今後、ダム建設事業の移転計画を改善していくには、移転事業について、もっと多くの事後評価が実施されるべきである。このような調査を行う上で、政治的先入観は極力なくすべきである。手続や関連情報の公開や、様々な利害関係者の参加を確保することによって、公共事業の評価における政治的先入観を極力小さくすることができるであろう。コタパンジャン・ダム事業の事後評価については、情報がほとんど公開されていない。政治的先入観なしに事後評価を実施し、その評価結果が、国民に対して透明性のあるものとなるよう努力すべきである。

## 【謝辞】

この研究は、日本学術振興会の人文・社会科学振興プロジェクト研究及び科学研究補助金、日本科学技術機構の戦略的創造研究推進事業から一部資金協力を受けた。

## 【参考文献】

Biswas, A.K. (2004年)「Dams: cornucopia or disaster?」(International Journal of Water Resources Development 20(1), 3-14 頁)

藤倉良、中山幹康(2002年)「Study on feasibility of the WCD guidelines as an operational instrument」(International Journal of Water Resources Development 18(2), 310-314 頁)

日本政府(1999年)「1999年7月26日参議院行政監視委員会議事録」(東京、日本政府)

JBIC(2003年)「コタパンジャン水力発電事業について」(東京、国際協力銀行)

(<http://www.jbic.jp/automontents/japanese/news/2003/000039/index3.htm>) (2004年8月12日にアクセス)

草野厚(2004年)「「NGO」が東南アジアで曝け出した素顔」(諸君! 9月号 226-239 頁)

中山幹康、藤倉良(2001年)「Political bias and methodological failure in assessing environmental impacts of development projects: comparative analysis of the High Aswan Dam and Calaca Thermal Power Plant development project」(Journal of Comparative Polity Analysis, 3, 291-301 頁)

支援する会(2002年)「インドネシア・コトパンジャン・ダム訴訟訴状」(コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会)、訴状(2002年)(2002年9月5日東京地方裁判所に提出)

鷺見一夫(2004年)「住民泣かせの「援助」」(東京、明窓出版)

国際連合(2003年)「世界人口予測」2002年改訂版

(<http://www.esa.un.org/unpp/index.asp?panel=3>) (2004年11月25日にアクセス)

WCD(2000年)「Dam and Development」(ロンドン、アーススキャン)

世界銀行(2002年)「Global Development Finance」(米国ワシントン、世界銀行)